

顧問先様並びに従業員のお客様へ

2023年8月吉日

社会保険労務士法人ブレインスター

代表社員上田正順

個人情報保護委員会に対する報告等について

社労夢ランサムウェア対応のご報告

謹啓

平素より大変お世話になっております。6月に発生しましたクラウドサービスの、サイバー攻撃に対して、個人情報保護委員会様より報告の指示がございましたので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

弊社が利用するクラウドサービスが6月5日未明よりサービス提供を停止しておりましたが、このたび、クラウドサービス提供会社（株式会社エムケイシステム）から、停止していたシステムの復旧連絡とともに事態の概要、調査結果について説明を受けました。

お預かりしているマイナンバーに関しましては「高度に暗号化」されているため、加工や二次被害の発生の可能性は限りなく少ないとの事です。（全く無いとは言い切れないため、報告をさせていただきます。）

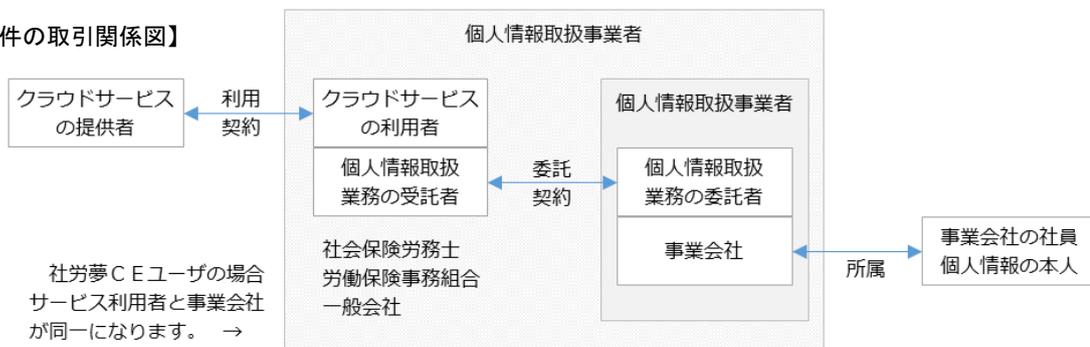
個人情報保護法は、本件のように弊社がクラウドサービスを利用していただけであっても、個人情報取扱事業者（下図の中央部分）に個人情報保護委員会への報告を義務付けています。（法第26条第1項）しかしながら長年に渡り利用をしていることやお客様の移動等も鑑み、ホームページにてご報告することで、（保護法ガイドライン3-5-3-2）ご承諾いただきますようお願い申し上げます。

また法は、不正アクセスを受けたデータ（貴社従業員さまの登録データになります）についても「本人への通知」を義務付けていますが（法第26条第2項）こちらの方も離職された方などに対してもホームページを見ていただくことでご了承くださいますようお願いいたします。

尚、今後はさらなるセキュリティ対策と個人情報保護に社員一丸となって取り組んで参ります。

謹白

【本件の取引関係図】



【個人情報保護委員会への報告、登録データ本人への通知に関する法的根拠】

法：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第26条（漏えい等の報告等）

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則^{*1}で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則^{*2}で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則^{*3}で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則^{*4}で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

*1：個人情報保護法施行規則第7条（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）、 *2：同第8条（個人情報保護委員会への報告）、 *3：同第9条（他の個人情報取扱事業者への通知）、 *4：同第10条（本人に対する通知）。 いずれも記載を省略します。

GL：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

3-5-3-2 報告義務の主体

漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者である。

個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（3-5-3-5（委託元への通知による例外）参照）。（以下、省略）